

# 被保険者が保険料負担する後期高齢者医療制度

知らなきや損する

日本の医療保険制度では、生まれてから亡くなるまで、職業や年齢などによって異なる制度に加入することになります。例えば会社員は、職場の健康保険(協会けんぽや健康保険組合)、公務員は各種共済、その他に国民健康保険などの制度です。

医療保険制度を理解するためには、支払う「保険料」と「給付

(治療費の3割負担で治療が受けられるといったサービス内容)」、さらに「財政面(保険料は収入、給付のための費用が支出)」も重要です。財政面では、収入は保険料ですが、加入している制度によっては、不足する部分を税金で補う仕組みもあります。

まず保険料は、所得に応じて各種医療保険制度で決められた金額を支払うことになりますが、収入がない、また収入が一定額以下の配偶者や子供などの家族は、保険料を支払わなくても保険料を支払っている家族と同じ保険に加入することができます。一方、給付については、各種医療保険制度で異なる内容もありますが、病院で治療を受ける際、保険証を提示することで、図のように年齢で決まっている「自己負担割合分」を治療費として支払います。この給付は共通で、自己負担が3割なら残りの7割は、加入している医療保険制度が支払います。

70歳以上の自己負担割合ですが、図のように現役並みの所得者は、今まで通りずっと3割負担で、平成26年4月以降に70歳になる人から2割負担(すでに70歳になっている人は1割負担のまま)で75歳になると1割負担になります。

会社員の場合、退職すると今まで加入していた保険から、多くの人は市町村が行っている国民健康保険に新たに加えることとなります。職場の保険に加入してきた若年者の間は、あまり病院に行かない

## 医療費の一部負担金(自己負担割合)

年齢	一般・低所得	現役並み所得者	医療保険制度の財政変化
75歳	1割負担	3割負担	後期高齢者医療制度
70歳	2割負担 <small>※平成26年4月以降 70歳になる人から</small>		前期高齢者医療制度
65歳	3割負担		
6歳 (義務教育 就学後)	2割負担		

でしょうが、退職して国民健康保険に加入したあたりから、歳も重ねていくことで病院に行く機会も増え、自己負担分の残りを負担している国民健康保険の財政は厳しくなっています。そこで、医療保険制度の財政面からは、65歳~74歳の人は「前期高齢者医療制度」、75歳になるとすべての人が「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

「前期高齢者医療制度」とは、65歳から74歳の前期高齢者の多くが加入する国民健康保険の財政面を支援するために、若年者の多くが加入する職場の医療保険制度から支援しようという仕組みで、あくまでも「制度間の医療負担の不均衡を調整する」枠組みです。一方で、後期高齢者医療制度は、それまでは保険料の負担がなかった人も、75歳になると個人単位で後期高齢者医療制度に加入し、全体の支出額の1割を75歳以上の人の保険料で賄うという仕組みです。保険料は、所得に応じて負担する「所得割」と均等に保険料を負担する「均等割」を合計した金額です。均等割については、負担軽減措置が設けられてきましたが、今年4月から見直されています。



暮らしのマネープラン相談センター 所長  
サードファイナンスプランナー 高橋 昌子

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン